

守山市工場立地法準則条例における 環境活動計画書の作成について

工場立地法に基づく新設・変更届出をする者を対象として、以下の内容で市内および特定工場周辺の環境に配慮した取組を計画的に実施していただきます。

また「環境活動計画書」を作成いただき、届出と同時に提出していただきます。

▶ 計画書提出対象者

工場立地法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項の届出（新規・変更）を行う事業者
計画書（様式第1号）の作成にあたっては、下記のとおりとします。

▶ 具体的な取組内容1～3の全ての項目から各1つ以上の取組を実施すること。

▶ 実施期間および数値的目標を設定し記載すること。

▶ 実施期間は届出日より5年間とすること。

また、提出した計画の毎年度の取組の実施状況については、翌年度5月31日までに実施報告書（様式第2号）によりご報告いただきます。

なお、対象者が既に環境活動計画書を提出している場合であって、提出済みの環境活動計画書に記載した取組の実施期間中であり、かつ、その内容に変更が無い場合であり、新規・変更の届出を提出する場合には、再度の提出は不要とします。

具体的な取組内容1：工場周辺地域に係る生活環境へ配慮する取組

① 工場敷地内周辺部へ集中的・重点的に樹林地を整備

工場から発生する騒音、粉塵および二酸化炭素の削減につながる**量的または質的な緑地の確保**ならびに敷地外から視認できる**緑地量を増やす**ため、工場敷地内の周辺部へ集中的および重点的に樹林地を整備すること。なお、**住宅、学校、病院等の地域住民の生活に関連する施設**が近接する場合は、当該施設が**存在する方向に集中的および重点的に緑地を配置**すること。



② 工場敷地内に雨水浸透施設または雨水調整池を整備

雨水が短時間に集中して水路および河川に流出しないよう、工場敷地内に**雨水浸透施設**または**雨水調整池を整備**すること。

具体的な取組内容2：環境課題解決のための政策的取組



① ネット・ゼロ・エネルギー・ビルの促進および取組について数値的に可視化

工場敷地内での**エネルギー消費量の削減**および再生可能エネルギーによる**エネルギーの創出**を促進するための取組を実施するとともに、その取組について**数値的に可視化**すること。

② カーボンニュートラルの促進および取組について数値的に可視化

工場敷地内での**二酸化炭素等温室効果ガスの排出量の削減**および**吸収作用の保全強化**を促進するための取組を実施するとともに、その取組について**数値的に可視化**すること。

③ 外部機関の認証登録の実施

ISO14001、エコアクション21等環境経営に関する外部機関の認証登録を受けること。



具体的な取組内容3：地域環境活動等への参画

① 事業所内での従業員に向けた環境学習の実施

② 従業員による琵琶湖、河川、都市公園等での清掃等環境保全活動または緑化活動への参加

③ 市または市内小中学校等での環境活動への協力および支援

④ 市内の環境事業への寄付支援